令和5年5月12日

令和5年登米市議会定例会 5月特別議会 提案理由説明書

登米市議会 議員 番

報告第1号

登米市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第36号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第37号)が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。 (新旧対照表6ページ)

報告第2号

登米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係 る専決処分の報告について

本件は、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号)の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表27ページ)

報告第3号

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表28ページ)

報告第4号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関 する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について(令和5年2月24日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課)の発出に伴い、国民健康保険税の減免に関する本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

(新旧対照表29ページ)

報告第5号

登米市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例に係る専 決処分の報告について

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行による、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 (新旧対照表30ページ)

報告第6号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、 同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。 議案第55号

令和5年度登米市一般会計補正予算(第2号)

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,348万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ452億5,965万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業 2 億 2,045 万円、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 1 億 524 万円、とめ地域応援商品券事業 4 億 1,115 万円などを増額して計上しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金として、国 庫支出金1億504万円、財政調整基金繰入金6億4,844万円を増額して計上して おります。

報告第1号関係

登米市税条例 新旧対照表

改正案 第1条~第34条の8 (略) 第1条~第34条の8 (略) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略) 第34条の9 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す ることができなかつた金額があるときは、当該控除することができな ることができなかつた金額があるときは、当該控除することができな かつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると かつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると ころにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつ ころにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつ た金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法 た金額を還付し、又は 第314条の9第2項後段に規定する環付をすべき金額により当該納税 当該納税 義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の 義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の 個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは 個人の県民税若しくは市民税に充当し 納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若し 、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する くは納入する。 3 (略) 3 (略) 第35条~第36条の3 (略) 第35条~第36条の3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) 第36条の3の2 (略) 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払

者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項が その年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法 第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中 途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、 その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に 経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第 8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めると ころにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当 該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定 めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。) により提供することができる。
- <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、

- 2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- <u>3</u> 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、 その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に 経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第 8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めると ころにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当 該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定 めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。) により提供することができる。
- <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、

「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3~第37条 (略)

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は 第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普 通徴収の方法により 徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条・第40条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第42条・第43条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年 中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の 支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3~第37条 (略)

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は 第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普 通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

第39条・第40条 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当 該年度分の個人の市民税額及び 県民税額の合算額

__(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第42条・第43条 (略)

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年 中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の 支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴 収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には 、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1) • (2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合

収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条に おいて「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義 務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1) · (2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与 所得以外の所得がある場合<u>においては</u>、当該給与所得以外の所得に係 る所得割額を同項の規定<u>によって</u>特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき 給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の 方法<u>によって</u>徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所 得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい 旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度 の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合 において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通して、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

第45条 (略)

において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通して、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

第45条 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により 納入しなければならない。

第46条の2~第46条の5 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には 、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式

______又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

第46条の2~第46条の5 (略)

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該納税者の

未納に係る徴収金に充当する

0

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の 前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日にお いて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付を いう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上 の者(特別徴収の方法により徴収することが 著しく困難であると認 められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特 別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税 義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び 第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割 額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合 には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び 第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節に おいて「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日 の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢 等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によ り徴収する。
 - (1) (略)
 - (2) 特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することとした場合には当該年度 において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち 当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度 において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認めら れる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち 当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属

する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>に</u>より 徴収する。

第47条の3~第47条の5 (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入

する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>に</u>よって徴収する。

第47条の3~第47条の5 (略)

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

することを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

 $6 \sim 16$ (略)

第49条 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_________による納付書により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

 $6 \sim 16$ (略)

第49条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に法第321条の8第1項、第 2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係 る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納 期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項 第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなけれ ばならない。

3 • 4 (略)

第51条~第81条の8 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式______による納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第 2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係 る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納 期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項 第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなけれ ばならない。

3 • 4 (略)

第51条~第81条の8 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

規定する特定小型原動機付自転車を除く。) で、総排気量が0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるも の 年額 3,700円

(2) • (3) (略)

第83条~第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る 第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長 された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書 を除く。) で、総排気量が0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるも の 年額 3,700円

(2) • (3) (略)

第83条~第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節 において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日 から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課 税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規 定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けよう とする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控 除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたば こ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申 告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2 による納付書によって納付しな の5様式 ければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項 に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの 数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を 添付しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る 第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長 された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日 までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書 を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

第99条~第100条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の 規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指 定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5 の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第102条~第156条 (略)

附則

第1条~第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

第99条~第100条の2 (略)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の 規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指 定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

第102条~第156条 (略)

附則

第1条~第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

第9条・第9条の2 (略)

(読替規定)

定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は 第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第34 9条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2 まで若しくは第63条 」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

(略)

- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 • 3 (略)

第9条・第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条 の規 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規 定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は 第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第34 9条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2 まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

(略)

- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定す 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 16 (略)
- 17 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の | 17 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 1とする。
- 18 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の 18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合 19 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分 所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、

- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定す 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 2とする。
 - 1とする。
 - 2とする。
 - (略) 16
 - 1とする。
 - 3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改 修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証す る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) \sim (4) (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

第11条~第15条 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改 修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証す る書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

13 (略)

第11条~第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲の特例)

第15条の2の2 (略)

第15条の3~第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において 準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のもの に限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽 自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附 則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき に限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割 を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 • 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の 範囲の特例)

第15条の2の3 (略)

第15条の3~第15条の5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の 4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、 当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定 中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の

軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第 3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽 自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適 用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
<u>第2号ア(ウ)a</u>	6,900円	<u>3,500円</u>
	10,800円	<u>5,400円</u>
第2号ア (ウ) b	3,800円	<u>1,900円</u>

5,000円 2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車の うち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自

3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条第</u> 1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソ

リン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の</u>軽自動車の種別割に限り、<u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u>

4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以

動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>7</u> 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上のガソリン軽自</u> 動車

(営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車の種別割に限り、<u>第3項の表の左</u>欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4</u>項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣 の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別 割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

第16条の3~第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する主地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の市民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所 得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣 の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別 割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

第16条の3~第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する主地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場合に相当する額とする。

(1) · (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の市民税 に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所 得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3~第24条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に 対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律 第25号

第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3~第24条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

報告第2号関係

登米市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現行
第1条~第10条 (略)	第1条~第10条 (略)
附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)
(市において行う事務の特例)	(市において行う事務の特例)
3 市は、第2条の規定にかかわらず、広域連合条例附則第3項の規定	3 市は、第2条の規定にかかわらず、広域連合条例附則第7項の規定
による傷病手当金の支給が行われる間、当該傷病手当金の支給に係る	による傷病手当金の支給が行われる間、当該傷病手当金の支給に係る
申請書の提出の受付を行うものとする。	申請書の提出の受付を行うものとする。

報告第3号関係

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条 (略)

(課税免除の適用)

第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽 引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が令和7年3月31日 までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から 令和7年3月31日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域 経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。) 第2条に規定す る対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第13 条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。) について、当該 対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供す る部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係る ものを除く。) 又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得した ものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算し て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手 があった場合における当該土地に限る。) に対して最初に固定資産税 が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供 した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が 1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、 当該固定資産税を免除する。

第3条~第5条 (略)

第1条 (略)

第2条 促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽 引事業の促進に関する基本計画の同意(当該同意が令和5年3月31日 までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から 令和5年3月31日までの期間に、法第14条第2項に規定する承認地域 経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。) 第2条に規定す る対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第13 条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。) について、当該 対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供す る部分に限るものとし、省令第3条第2号に規定する事務所等に係る ものを除く。) 又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得した ものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算し て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手 があった場合における当該土地に限る。) に対して最初に固定資産税 が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供 した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が 1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、 当該固定資産税を免除する。

第3条~第5条 (略)

(課税免除の適用)

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案

1 1

(趣旨)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>令和5年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。

第2条·第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立 退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった 区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時 避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっ ている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものか ら転入した者に係る平成23年度から令和5年度までに課する当該年度 分の国民健康保険税については、令和6年3月末日までに普通徴収の 納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給 付の支払日)が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

(趣旨)

第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から<u>令和4年度分</u>までの国民健康保険税の軽減及び免除(以下「減免」という。)については、この条例の定めるところによる。

第2条・第3条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第4条 (略)

2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立 退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となった 区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急時 避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっ ている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるものか ら転入した者に係る平成23年度から<u>令和4年度</u>までに課する当該年度 分の国民健康保険税については、<u>令和5年3月末日</u>までに普通徴収の 納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象となる年金の給 付の支払日)が到来するものに限り、免除する。

第5条~第7条 (略)

報告第5号関係

登米市子ども・子育て会議条例等 新旧対照表

第1条関係(登米市子ども・子育て会議条例の一部改正)

改正案	現 行	
(設置)	(設置)	
第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u> の	第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u> の	
規定に基づき、登米市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」とい	規定に基づき、登米市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」とい	
う。)を置く。	う。)を置く。	
第2条~第8条 (略)	第2条~第8条 (略)	

第2条関係(登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

改 正 案	現 行	
第1条~第25条 (略)	第 1 条~第25条 (略)	
(保育の内容)	(保育の内容)	
第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基	第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基	
準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定め	準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定め	
る指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の	る指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の	
心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
第27条~第51条 (略)	第27条~第51条 (略)	

第3条関係(登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

改正案

第1条~第3条 (略)

第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子ど もの区分
- (2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの 区分
- (3) 保育所 法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの 区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分

第5条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により

第1条~第3条 (略)

第4条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子ど もの区分
 - (2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの 区分
 - (3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの 区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分

第5条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により

決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法<u>第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4·5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定

決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4·5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定

証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

第9条~第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保 育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも のに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあって

証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

第9条~第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保 育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも のに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあって

は、77,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前 子ども、(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小 学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下 このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれ ぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の 提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小 学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年 長者である者を除く。) である者
 - (イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (その うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) • (5) (略)

5 • 6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、│第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、 それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身 の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければなら ない。

(1) • (2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)

は、77,101円)

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前 子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小 学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下 このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれ ぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の 提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小 学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年 長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども、 負担額算定基準子ども (その うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) • (5) (略)

5 • 6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

- それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身 の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければなら ない。
- (1) (2) (略)
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)

第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課 程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容 について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

第16条~第19条 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要 | 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めて おかなければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号 に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに 提供を行わない日

(5) \sim (11) (略)

第21条~第34条 (略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法 第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する 場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 に掲げる小

第25条 の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課 程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生省令第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容 について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

第16条~第19条 (略)

(運営規程)

事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めて おかなければならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに 提供を行わない日

(5) \sim (11) (略)

第21条~第34条 (略)

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法 第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する 場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「第19条第2号

_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には 特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条 第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保 育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項におい て同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1 項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、 第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用 の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を 除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とある のは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」 とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に 小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第2号 に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1 号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号 る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」 と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受け る者を含む。) 」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、 法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」 と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受け る者を含む。) 」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を

除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域 型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地 域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号 に掲げる 小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所 にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の 規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを 保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主 に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団 体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する 労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法 第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るも のにあっては共済組合等の構成員(同号へに規定する共済組合等の構 成員をいう。) の監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他 の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を、満1歳に満たない小 学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定め るものとする。

第38条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u> _に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に 利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子 どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型 除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域 型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地 域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる 小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所 にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の 規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを 保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主 に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団 体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する 労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法 第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るも のにあっては共済組合等の構成員(同号へに規定する共済組合等の構 成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他 の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小 学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定め るものとする。

第38条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3</u> 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に 利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子 どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型 保育事業所の法<u>第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 (略)

第40条~第43条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣 総理大臣が定める指針の準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小 学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を 適切に行わなければならない。

第45条~第50条 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2</u> 号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

保育事業所の法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 (略)

第40条~第43条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生</u> 労働大臣が定める指針の準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条~第50条 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1</u>項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地 域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含 むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第 19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込 みに係る法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの数」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に 掲げる小学校 就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは 「法第19条第1号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利 用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の 対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の 規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ど もが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた 順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する 理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付 認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに 子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地 域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含 むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第 19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込 みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」と あるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは 「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利 用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の 対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と、「法第20条第4項の 規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ど もが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた 順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する 理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条 第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付 認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに 係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第2号</u> — に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法<u>第19条第3号</u> — に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u> — に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地 域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとし て、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地 域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育 事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地 域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとし て、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第53条 • 第54条 (略)

育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第53条·第54条 (略)